

「フューチャーシティ ファボーレ」

大規模小売店舗立地法に伴う説明会開催のご案内

説明会の趣旨

「フューチャーシティ ファボーレ」は、地域住民の皆様への更なる利便性を高めるため、新たに建物を建築し、売り場面積を広げる計画をしており、富山県に大規模小売店舗立地法における下記変更事項の届出を行いました。この説明会は、同法第7条第1項の規定に基づき、その変更内容を周辺地域にお住まいの皆様へご説明させていただくものです。

開催日時・場所

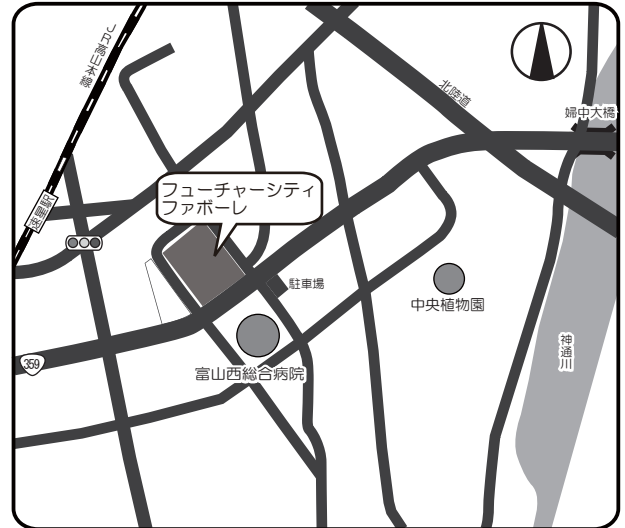
日時：平成31年3月8日（金）

午後7時 開会

場所：フューチャーシティ ファボーレ内
『ファボーレホール』

店舗概要

- (1) 名称：フューチャーシティ ファボーレ
- (2) 所在地：富山市婦中町下轡田165番地の1
- (3) 建物設置者：富山フューチャー開発株式会社
- (4) 小売業者：(株)平和堂 他



変更内容

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 34,954㎡
(変更後) 39,287㎡
- (2) 駐車場の収容台数
(変更前) 2,749台
(変更後) 2,941台
- (3) 駐輪場の収容台数
(変更前) 400台
(変更後) 370台
- (4) 荷さばき施設の面積合計
(変更前) 686㎡
(変更後) 500㎡
- (5) 廃棄物等の保管施設の容量合計
(変更前) 81.00m³
(変更後) 212.90m³
- (6) 変更する年月日：平成31年10月1日（予定）
※増床開店日にちは未定です
- (7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の
開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時～午後11時（一部午前0時まで）
(変更後) 午前9時～午後11時（一部午前0時まで）
（但し、一部年間3日間は午前7時30分開店）
- (8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分～午前1時
（一部、午後10時及び午前2時30分まで）
(変更後) 午前8時30分～午前2時30分
（但し、年間3日間は午前7時から
及び一部駐車場午後10時まで）
- (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる
時間帯
(変更前) 午前6時～午後6時
(変更後) 午前6時～午後10時
（但し、一部午前8時30分まで
及び一部施設年間3日間は午前6時～午前7時）

■大規模小売店舗立地法の手続きの流れは以下のとおりです。

届出提出→公告→地元説明会→県の意見通知→増床営業開始

■大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づき、大規模小売店舗の届出に対して、周辺地域の生活環境保持の観点から意見がある場合、公告の日から4か月以内に、県に対し、意見書を提出することができます。詳しくは商業まちづくり課のHPをご覧ください。

【県への意見提出期限】 2019年6月10日

富山県商業まちづくり課HPアドレス：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/index.html

■お問い合わせ先 富山フューチャー開発株式会社
担当：石本 武宏 (TEL：076-465-1888)